

2018年11月21日

## 外貨両替におけるお取扱金額に上限を設定します

～ マネー・ローンダリングの対策強化 ～

株式会社 千葉興業銀行（頭取 青柳 俊一）は、2018年12月3日（月）より外貨両替の買取・売却について、マネー・ローンダリング対策強化の一環から、一定以上の両替金額について上限金額を設定させていただきますので、お知らせいたします。

### 記

1. 取扱開始日 2018年12月3日（月）受付分より
2. 対象店舗 全店
3. 上限金額

当行口座の有無により次のとおりとなります。

	当行口座	外貨から円貨	円貨から外貨
上限金額	あり	<u>100万円以内</u>	<u>100万円以内</u>
	なし	<u>30万円以内（※）</u>	

※成田空港出張所は100万円以内

- 上記金額は1回あたりの上限金額とします。
- 月内に2回以上外貨両替を行い、合計金額が上限金額を超過する場合等、2回目以降のお取引をお断りさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- 上記金額の範囲内であっても、両替事由によっては各種書面等のご提示をお願いする場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- 事業目的の外貨両替は金額にかかわらず、原則としてお断りさせていただきます。

以上

# 外貨両替における 上限金額設定のお知らせ

平素より千葉興業銀行をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、当行では、下記の通り 2018年12月3日（月）より、外貨両替の上限金額を設定させていただきます。

お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 記

	当行口座	外貨から円貨	円貨から外貨
上限金額	あり	100万円以内	100万円以内
	なし	30万円以内（※）	

※ 成田空港出張所は100万円以内

- 上記金額は1回あたりの上限金額とします。
- 月内に2回以上外貨両替を行い、合計金額が上限金額を超過する場合等、2回目以降のお取引をお断りさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- 上記金額の範囲内であっても、両替事由によっては各種書面等のご提示をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 事業目的の外貨両替は金額にかかわらず、原則としてお断りさせていただきます。